

(仮称)働く女性ワンストップ支援サイト構築業務委託仕様書

令和3年4月

埼玉県産業労働部人材活躍支援課



目次

1.	はじめに	3
1.1.	目的	3
1.1.1.	基本的な考え方	3
1.2.	用語の定義.....	3
1.3.	県ホームページシステム構成概要	4
2.	業務要件	4
2.1.	業務の内容.....	4
2.1.1.	サイト構成要件.....	5
2.1.2.	サイトデザイン、テンプレート作成要件.....	5
2.1.3.	掲載コンテンツ作成要件	5
2.1.4.	試験要件.....	6
2.1.5.	端末要件.....	6
2.1.6.	成果物の著作権要件.....	7
2.1.7.	その他.....	7
2.2.	委託期間	7
2.3.	業務の実施要件	7
2.4.	納入期限要件	7
3.	スケジュール.....	7
4.	成果物.....	8
5.	留意事項	8



- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1. はじめに

1.1. 目的

働きたい女性、働いている女性の抱く様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを開設し、就業から就労継続、キャリアアップまでの課題解消や意欲醸成を図るなど、女性をワンストップで支援する。

また、働く女性を応援する企業や働く女性とともに家庭や職場を支える男性にも役立つ情報を発信し、女性も男性もともに生き生きと働く社会の実現を呼び掛ける。

1.1.1. 基本的な考え方

(1) テーマ

働きたい女性、働いている女性に「寄り添い」、「応援する」サイトとする。

(2) ターゲット

県内在住の 30～40 歳代の女性を中心とする。

(3) ユーザビリティ

ターゲットが、直感的かつ容易に閲覧できるサイトとする。

1.2. 用語の定義

本仕様書に記載の主要な用語を以下のとおり定義する。

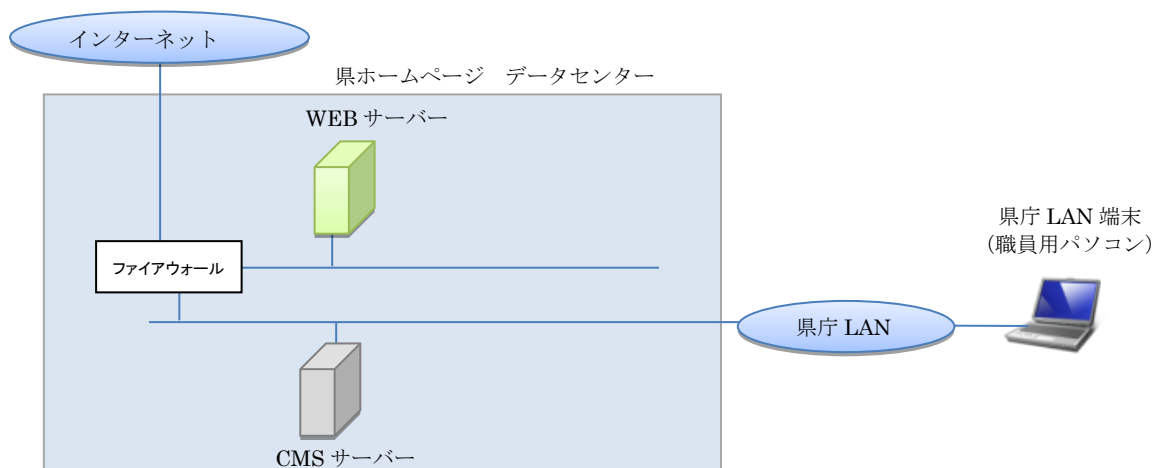
用語	定義
県ホームページ	県公式ホームページ (https://www.pref.saitama.lg.jp/) を、「県ホームページ」という。
県ホームページ管理システム (県 CMS)	県ホームページに掲載するコンテンツを管理するシステムを、「県ホームページシステム」または「県 CMS」という。 なお、県ホームページ管理システムで採用しているパッケージは以下のとおり。 <div style="margin-left: 20px;"> パッケージ名 CMS-8341/やさしい 製造元 グローバルデザイン株式会社 </div>
テンプレート	県 CMS で公開するページを生成するための雛形を、「CMS テンプレート」または単に「テンプレート」という。CMS テンプレートは県 CMS のパッケージの仕様に従って作成する必要がある。
固有テンプレート	トップページやメニューページなど、固有のページを作成するためのテンプレートを「固有テンプレート」という。



機能テンプレート	固有テンプレートのうち、プログラムによって動作するように作成された部分が中心のテンプレートを「機能テンプレート」という。固有テンプレートに、ライブラリー（パーツ）を設定するだけの場合もある。
雛形テンプレート	施設詳細など、各ページで共通的に利用するテンプレートを「雛形テンプレート」という。
定型テンプレート	雛形テンプレートのうち、定型的な項目の入力によって作成されるテンプレートを、「定型テンプレート」という。
デザインページ	CMS テンプレートに適用されるデザインの元となる HTML ページを、「デザインページ」という。
WEB サーバー	県ホームページを外部に公開するためのサーバーを、「WEB サーバー」という。
CMS 事業者	県 CMS を運用・管理している事業者を、「CMS 事業者」という。なお、本件の CMS 事業者はグローバルデザイン株式会社である。

1.3. 県ホームページシステム構成概要

県ホームページシステムの構成概要は以下のとおり。構成図の詳細については契約後、受託者に提示する。



2. 業務要件

2.1. 業務の内容

(1) 働く女性ワンストップ支援サイトの作成

- ・ CMS 事業者と綿密な調整を行い、以下の要件を踏まえ、サイト構成、サイトデザイン、テンプレート、デザインページ、自己分析コンテンツ、取材コンテンツの作成、試験を行うこと。
- ・ サイトは、埼玉県情報システム戦略課の運営する埼玉県ホームページの WEB サーバー及び県 CMS を使用して作成すること。
- ・ 本業務における県及び受託者、CMS 事業者の役割分担は【資料 1】「役割分担表」のとおりとする。
なお、【資料 1】で示す CMS 事業者の役割も本業務に含めることとし、受託者は CMS 事業者と再委託契約を結び、CMS 事業者の行う業務に係る費用を CMS 事業者を支払うものとする。



- (2) サイト及びサイト内コンテンツのPR
 - ・ サイト及びサイト内コンテンツを効果的にPRするため、サイト開設時及びその後の適切な時期(2回以上)にインターネット広告やメディア等を活用したPRを行うこと。
- (3) サイト開設後における修正等の対応
 - ・ サイト開設後に必要が生じた画像の入れ替えなどの軽微な修正を行うこと。

2.1.1. サイト構成要件

- ・ 【資料2】「働く女性ワンストップ支援サイト構成要件」に示した要件に従ったサイトを構成すること。【資料2】と異なる構成(別途、CMS事業者との調整が必要となるもの)は提案しないこと。
- ・ 新規記事の作成、更新、修正がシンプルかつ簡単に操作できるような構成・機能とすること。
- ・ 画像やイラスト等が簡単に反映できるようにすること。

2.1.2. サイトデザイン、テンプレート作成要件

- ・ サイトデザインを作成する。必要デザインページ数については【資料2】の「作成ページ一覧」を参照すること。
- ・ 写真やイラストを豊富に使用するなど、視覚的にサイトのテーマが伝わるデザインを作成すること。
- ・ ページイメージの参考サイト例は【資料2】を参照すること。
- ・ 年齢や性別にかかわらず利用しやすいよう、わかりやすいデザインを作成すること。
- ・ デザインページの作成に当たっては、【資料2】の「デザインページ作成要件」及び契約後に貸与する「テンプレート作成手順書」の内容を考慮すること。
- ・ 機能テンプレートに対するページについては、サーバーサイドのプログラム開発はCMS事業者が行うが、タブの切り替え等画面上の動作に必要となるJavaScript等は納品物に含むこと。
- ・ 機能テンプレートで、結果表示が切り替わる場合の画面のデザインを含むこと。
- ・ 各ページには、共通化したヘッダー、フッター、グローバルナビ、ディレクトリ内検索、パンくずを設置すること。なお、トップページのそれらのデザインについては独自なものとし、パンくずの設置は任意とする。
- ・ 特に指定のないかぎり、原則すべてのページをPC及びスマートフォンに対応させること。また、当該対応は、レスポンシブウェブデザインにより対応すること。
- ・ HTML1.0Transitional+CSS3で記述すること。
- ・ 文字コードは「UTF-8」とすること。
- ・ スタイルの記述は、インラインではなく外部スタイルシート(/shared/style/)として記述すること。
- ・ 共通の画像ファイルなどについては「/shared/images/」に保存すること。
- ・ 個別のJavascriptなどはCMS事業者と協議の上、調整を行うこと。
- ・ 各ページは、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 に基づき定められた「埼玉県ホームページアクセシビリティガイドライン」の基準に従って作成すること。
- ・ 作成したデザインは、県で確認及び検証した結果、問題があると判断した場合は、修正を行い、県の検証に合格するまで修正作業を行うこと。

2.1.3. 掲載コンテンツ作成要件

- ・ 自己分析コンテンツの作成に当たり、埼玉県ホームページのWEBサーバー及びCMSサーバーにデータベー



スを設置することは不可とする。

- ・ 取材コンテンツの作成に当たっては、取材先を県と調整の上決定し、取材及び記事作成を行うこと。
- ・ 自己分析コンテンツ、取材コンテンツの他、アクセス増につながるコンテンツの提案を受けるものとする。
- ・ 受託者が作成するコンテンツに使用する写真やイラストなどの素材は受託者が調達し、県と調整の上決定するものとする。
- ・ 自己分析コンテンツ、取材コンテンツ、提案コンテンツ以外のコンテンツは、県が素材調達と記事作成を行う。
- ・ 受託者は、CMS 事業者と円滑な連携をとったコンテンツ作成を行うこと。

2.1.4. 試験要件

- ・ 作成したデザインページに関する以下の試験を行うこと。

No	試験	内容	対象
1	XHTML 試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://validator.w3.org/	全ページ
2	CSS 試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://jigsaw.w3.org/css-validator/	全ページ
3	ウェブアクセシビリティ試験	下記のサイトの miChecker (エムアイチェッカー)を用いて行うこと。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html	全ページ
4	ユーザビリティ試験	県の担当者同席のもと、受託者(ユーザビリティについて知見を有する者)と共同で行うこと。	全ページ ※ただし、記述内容が同一のものについては省略してもよい。
5	カラーコントラストチェック	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://weba11y.jp/tools/cca/	全ページ

- ・ 試験は作業の初期段階及び完成前に行い、その結果を県に報告し、承認を受けること。
- ・ 試験は納品前までに全て完了させ、試験結果表とともに県に提出し承認を受けること。

2.1.5. 端末要件

- ・ 以下の端末 OS 及びブラウザで利用可能なものとする。

端末種別	OS	ブラウザ
PC	Windows	InternetExplorer11 Firefox 最新版 GoogleChrome 最新版
	OS X	Safari 最新版
スマートフォン	Android	Android4.1 以降の標準ブラウザ
	iOS	iOS10.0 以降の標準ブラウザ



2.1.6. 成果物の著作権要件

- ・ 本業務で新たに作成された成果物の著作権については、埼玉県に帰属する。ただし、写真の素材等の第三者の著作物を利用した成果物についてはその限りではない。
- ・ 本業務の成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉及び処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

2.1.7. その他

- ・ 上記要件以外に本業務を運用する上で、必要となる作業・物品がある場合は適宜、受託者が実施・調達すること。
- ・ 本業務における CMS 事業者との調整は受託者が行うものとする。なお、CMS 事業者との調整のための費用は受託者が負担するものとする。

2.2. 委託期間

契約日から令和 4 年 3 月 15 日まで

2.3. 業務の実施要件

- ・ 契約後速やかに、県担当者、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について県へ提示・説明を行うこと。
- ・ 県担当者で開催した会議については、実施後 3 日以内に議事録を提出すること。
- ・ 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、県担当者へ定期的に報告を行うこと。

2.4. 納入期限要件

- ・ サイト公開 3 日前までにすべての試験工程を完了し、県担当者の検査を受け検査合格を受領すること。
- ・ サイトは令和 3 年 10 月 31 日までに公開すること。
- ・ 取材記事コンテンツはサイト公開時に 8 件以上公開すること。その後は委託期間内に 1 か月に 2 件程度追加し、計 10 件以上を公開することとし、公開 3 日前までに県担当者の承認を得ること。

3. スケジュール

本業務のスケジュールの目安は、以下のとおりとする。

- ・ 令和 3 年 6 月中旬 契約
- ・ 令和 3 年 7 月上旬 要件定義・設計承認
- ・ 令和 3 年 9 月下旬 デザイン・テンプレート承認
- ・ 令和 3 年 10 月上旬 コンテンツ承認
- ・ 令和 3 年 10 月中旬 試験
- ・ 令和 3 年 10 月下旬 納品、公開
- ・ 令和 3 年 10 月～3 月 取材コンテンツ公開、修正



4. 成果物

成果物として、以下のドキュメント等を作成し提出すること。成果物は、紙媒体 1 部、CD-ROM で正副 2 部提出すること。報告書等の内容については、事前に県の承認を受けること。

- (1) 事業実施報告書

5. 留意事項

- (1) 受託者は、県が指定する場合を除いて、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（令和 1 6 年条例第 6 5 号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) この契約により作成される成果物の著作権（著作権法第 27 条及び同第 28 条に定める権利を含み、受託者又は第三者が本契約締結前から有していた著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除く。）は埼玉県に無償で譲渡するものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。